

平成28年度
国有林毛二夕一会議
(第2回・福井)
意見交換会概要



平成28年10月
近畿中国森林管理局
企画調整課

Q-1

天筒山は元々松が生えていたが、現在は雑多な木が生えており、あまり好ましくない状態であるような説明があったと思うが、いろんな木が生えている方が健全ではないのか。健全な森林とはどのような状態のことをいうのか。今、天筒山が健全でないと考えられるようであれば、今後どのようにするつもりなのか。

A-1

言葉足らずの説明で申し訳ありません。天筒山はかつてマツ林でしたが、現在は様々な木の種類があり、今の状態で十分健全と考えています。また、自然に生えたものは自然に任せておくことで問題ありません。人が植えた人工林は、人が手入れすることを前提にしていますので、手入れがなされず放置されているのは健全でないと考えます。こういった手入れ不足の人工林では、適切な森林整備を実施していく必要があります。

Q-2

森林の土地としてのデータとは。

A-2

森林計画を立てて具体的に管理していく時に、森林の所有者のデータなどを作業される方が見られない状態なので、広くそういった情報を参照して効率的に森林整備を進められるように法律、法令を作って進めていこうとしています。これは、予算が必要な作業なので、補助金などを措置して進めていくことになると思います。

Q-3-1

境界を確定するというのは至難のワザだがどうされているのか。

A-3-1

山の場合、自分の境界が分からない人が多く、また、共有というものも多いので、非常に難しいというのが実情です。今回の森林法の改正により、少しでも進めてまいりたいと考えています。

Q-3-2

年寄りでないと境界を知らないし、自分たちの年代では、どこまでが自分の土地であるかもわからない。早く対策しないとイケないのでは。

A-3-2

国土交通省の所管で、地籍調査というものを実施しており、登記簿と現地が一致するように作業をしています。市街地は進んでいます。山林は進んでいないのが現状です。森林組合などに経費を補助し、所有者へ手紙を出したりして、確認作業をしています。

Q-4

最近、台風とか豪雨による水害が岩手や北海道で発生し被害が大きかったです、国有林と民有林を含めて保全することで、森林を守ることが重要だと思います。

A-4

国有林は、国の財産として土地と樹木を管理していますが、関心が高いのは、やはり災害に関することです。台風や豪雨による災害は、国有林では下流にある財産や生命を守らなければならないため、国は治山事業で災害の復旧を行い、健全な森林に保つようしていきます。一方、民有林では、個人の方にはそのような工事は出来ませんので、国と県が復旧を行っています。

Q-5

松原国有林における取り組みを今回の見学で知りましたが、自然に歩いている人がわかるようにすべきではないか。また、観光地であるため、外国人にも分かるように多言語での表示も考えてみてはいかがでしょうか。

A-5

ご指摘いただいたような情報発信につきましては、今後取り組んでまいりたいと思います。また、インバウンドの外国人が増えていることもあり、多言語への取り組みにつきましては来年度から取り組んでいく予定です。

Q-6

10月2日に森林の市に参加しましたが、国有林モニターをするまでこのようなイベントを聞いたこともなかった。これは、どのように宣伝したのか、もったいないなと思いました。ポスターなど駅でも見たことがありませんでした。

A-6

ホームページや桜ノ宮の駅にはポスターを掲示していましたが、予算が少なくメディア等へのPRが出来ていないのが現状です。大阪府や大阪市などにはプレスリリースをしていますが、大きなメディアにはなかなか取り扱っていただけないのが現状です。モニターの皆様からロコミで広げていただけると幸いです。

Q-7

私が生まれ育った羽衣(大阪府堺市)にある浜寺公園は、松だけで非常にきれいにされており、今回見学した松原国有林とは違った感じがしました。全国にもいろいろ松を管理されているところがあると思いますが、情報交換などはされているのでしょうか。

A-7

海岸近くのマツ林は、防潮林や防風林として整備されています。昔は松葉を燃料などにしていたため、松葉かきを地元の人たちが行き、きれいな松林が維持されていました。浜寺は都市公園のため、相応の予算と人手をかけてきれいに整備されていると思いますが、松原国有林は、より自然な状態で育成し、防潮に資することを目的としているため、現在の状態で良いと考えています。他の地域との情報交換というのはありませんが、地元の小・中・高校生に松葉かきをしていただきコミュニケーションを図っています。

Q-8

市民の方が気軽に国有林を訪ねることが出来るように、イベントなどの広報をしていただきたい。

A-8

国有林モニター制度がまさにそのような取り組みの一つです。大きなメディアを使うことも出来ないため、局・署のホームページなどで告知しておりますが、ホームページを訪れてもらわなくてはならないため、なかなか見ていただけないのが実情です。広報、PRについては、引き続き改善に努めてまいります。

Q-9

テレビを見ていたら、原皮師の養成をやっていました。

A-9

国有林では、山口の城山国有林で実施しており、そこでは檜皮をとることに加え、檜皮採取後のヒノキ材等の経過観察を大学と共同で実施しております。

Q-10

最近、木が安いということですが、国有林野の会計と通常のは別会計と思うのですが、なにかつながりがあるのでしょうか。

A-10

国有林の管理は、平成25年度から一般会計となり、国の歳出予算の中に国有林野事業費というのが組み込まれています。以前は国有林野事業特別会計というもので、歳出予算は別途計上されてきました。

Q-11-1

松原国有林は海水浴場に隣接しており、地域の人以外もたくさん訪れていると思いますが、これに関して苦労されていることはあるのでしょうか。

A-11-1

森林整備は危険な作業を伴いますので、スケジュール管理として、海水浴シーズンは事業を行わないことにしています。たくさん人が訪れるということで、ルール違反(国有林の中にテントを張る等)される方もいらっしゃいます。

Q-11-2

看板等がなければ、何がルール違反か分からないのでは。

A-11-2

今後PRに努めたいと考えております。

Q-11-3

ルール違反などの巡回などはされているのでしょうか。

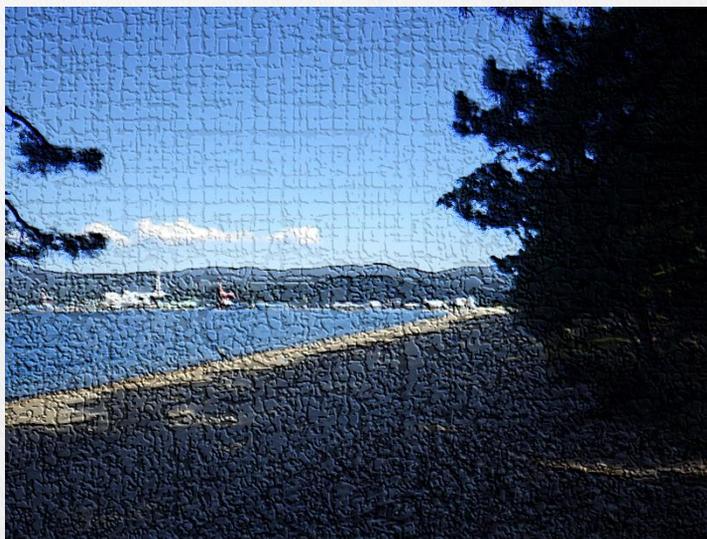
A-11-3

巡回を実施しており、見かけた場合は違反行為をしないようお願いをしております。

ご意見

地元の観光地でも、今回のように説明いただくと違った視点で見ることが出来、大変勉強になりました。

ありがとうございました。



(国有林モニター担当)

〒530-0042

大阪市北区天満橋1丁目8-75

近畿中国森林管理局 企画調整課

TEL:06-6881-3406 FAX:06-6881-3415

E-mail:kc_kikaku@maff.go.jp